

令和7年 第5回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和7年5月26日（月）午後1時30分～

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委 員]

教 育 長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 教育総務課長 教育指導課長 学校教育課長 学校施設課長 文化
課長 生涯学習振興課長

4 欠席者 0人

5 傍聴人 0人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の概要 次のとおり

8 議決事項

令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第1号）について

電子黒板の買入れについて

学校教職員用端末の買入れについて

豊見城市社会教育委員の委嘱について

豊見城市公民館運営審議委員の委嘱について

豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

教育長	これより、令和7年第5回定例教育委員会を開催します。 それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に田名委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 続いて、日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、会期日程は1日とします。 次に、本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。 続きまして、日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。 5月1日木曜日、豊見城市青少年育成市民会議総会に出席しました。 5月2日金曜日、学校計画訪問で座安小学校に訪問しました。 5月8日木曜日、定例教育委員会に出席しました。 同日、沖縄県市町村教育委員会連合会総会に出席しました。 5月13日火曜日、とよみ小学校6年・台湾苗栗南湖國小学校交流に参加いたしました。 同日、沖縄県教育の情報化推進協議会（オンライン会議）に出席しました。 同日、防災リュックサック贈呈式に参加しました。 5月14日水曜日、座安小学校100年ガジュマル絵本「黒い龍とガジュマル」寄贈式に参加いたしました。 5月15日木曜日から18日日曜日まで、台湾に出張しておりました。 5月20日火曜日、学校計画訪問で豊見城中学校に訪問しました。 同日、豊見城市合同コミュニティスクール協議会へ出席いたしました。 学校計画訪問で5月21日水曜日にとよみ小学校、22日木曜日に豊崎小学校に訪問しました。 以上が業務内容となっております。 続いて、日程第4の議案第7号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第1号）についてであります。事務局、説明をお願いします。
教育総務課長	教育総務課です。議案第7号につきまして、提案理由といたしまして豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号により、教育関連予算について審議し、市議会に提出する必要

	がありますので、本案を提出いたします。 次のページをご覧ください。教育総務課の補正予算の内容となっております。1番目、10款2項1目1事業10節の需用費、消耗品費です。教育指導課に移管した予算より、フッ化物洗口液購入に係る消耗品を教育総務課に移管しております。説明のほうは以上となります。
学校教育課長	では、学校教育課の補正予算について説明いたします。A4の概要です。補正予算（第1号）についてという学校教育課の分です。今回、先ほども説明がありましたように、機構改革に伴って教育指導課が設置をされております。そのため、学校教育課予算から教育指導課予算へ移動がありますので、その辺を含めて説明をいたします。 まず1点目は、10款1項2目30事業の3節として、職員の時間外勤務手当を学校教育課から163万9,000円を減額いたします。教育指導課の説明のところにも一応記載しておりますが、163万9,000円を教育指導課が増額をするというふうなことでございます。 次に2点目が10款1項3目なんですが、こちらは会計年度任用職員等事務用消耗品費と郵便料金。合計額は記載をしておりますが、897万2,000円の減額をいたします。教育指導課のほうに予算を増額するというふうな内容になっております。 3点目なんですが、こちらは会計年度任用職員、小学校の図書司書8名分になります。こちらの減額合計額が2,122万8,000円、こちらを教育指導課への予算に付け替えていくというふうになっております。 4点目も、こちらは中学校の会計年度任用職員、中学校の図書司書4名、小学校と同じように予算を教育指導課に付け替えのため減額をいたします。 最後に5番の10款6項3目6事業14節の工事請負費（ブローア更新工事）336万4,000円の増額になっております。こちらは給食センターの排水処理施設の曝気ブローア2基ありますが、1基が今故障しているため、その更新工事に要する予算となっております。 以上が学校教育課になります。
教育指導課長	それでは続きまして、教育指導課のほうの説明をさせていただきます。教育指導課のものは別紙で1枚にまとめますので、こちらをご覧ください。先ほど、学校教育課のほうの改変に伴って移った予算に関しては省いて、残りの部分の説明をさせていただきたいと思っております。 歳入のほうですけれども、1つ目、15款3項5目1節8細節の小学校体育科指導コーディネーター・体育専科活用事業委託金としまして23万

	円、こちらが豊崎小学校及び座安小学校が令和7年度沖縄県教育委員会小学校体育科指導コーディネーター及び体育専科配置校に指定されたことによる委託金となっております。 2つ目、15款3項5目1節9細節、道徳教育推進事業委託金70万円、こちらのほうは、とよみ小学校が「令和7年度よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業」に指定されたことによる委託金となっております。 3つ目、15款3項5目1節11細節、沖縄県教育委員会研究指定校等委託金として37万円、こちらのほうは上田小学校が「令和7年度沖縄県教育委員会指定研究校（SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた教育実践校）」に指定されたことによる委託金となっております。 4つ目、21款1項6目2節1細節、デジタル活用推進事業費1,780万円、こちらのほうは指導者用パーソナルコンピューター購入160台に係る借入金となっております。 続いて歳出のほうですけれども、組替えのほうは、1、2は組替えですので飛ばしたいと思います。 3番、10款1項3目49事業17節1、備品購入費1,988万8,000円、指導者用パーソナルコンピューター購入160台に係る補正増となっております。 4番目ですけれども、10款2項1目1事業1、事務管理経費、こちらは教育指導課、これは組替えですので飛ばします。 5つ目、10款2項2目14事業、道徳教育推進事業70万1,000円、こちらのほうは沖縄県より「令和7年度よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業」をとよみ小学校が委託予定となったことによる事業となっております。 6番目、10款2項2目15事業、小学校体育指導コーディネーター体育専科活用事業23万2,000円、こちらは豊崎小学校及び座安小学校が「令和7年度沖縄県教育委員会小学校体育指導コーディネーター及び体育専科配置校」に指定されたことによる事業となっております。 7つ目、10款2項2目16事業、沖縄県教育委員会指定研究校委託22万2,000円、こちらが上田小学校が「令和7年度沖縄県教育委員会指定研究校（SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた教育実践校）」に指定されたことによる事業費となっております。 8番目も組替えですので、飛ばして9番目です。10款2項2目6事業、沖縄県教育委員会研究指定校等委託15万1,000円、こちらは豊見城中学校が「令和7年度沖縄県教育委員会指定研究校（体育・スポーツ推
--	--

	進校)」に指定されたことによる事業となっております。以上です。
学校施設課長	続きまして学校施設課です。最初の資料のほうの後ろから2枚目か3枚目に学校施設課の説明文書がついていると思いますが、令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第1号）について【学校施設課】と書いてあるものです。 学校施設課は、歳出の補正予算が1件ありまして、10款1項3目教育振興費、事業66の施設管理経費です。予算内示額として14万9,000円となっております。これは旅費（普通旅費）の補正増額となっております。内容としましては、学校体育館空調設備整備の先行事例調査のための増額補正となっております。最近、体育館の防災機能強化と熱中症対策のために空調設備を整備するよう文科省のほうの目標がありまして、それが県内ではまだ設置されている事例がほとんどないことから、本土のほうに行って空調機能、どういう形で設置されているかということ視察するための、職員2名の旅費の補正となっております。説明は以上です。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。よろしいですか。では進みます。 それでは議案第7号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第1号）については、提案どおり決定をしたいと思います。いかがでしょうか。
	（「異議なし」と呼ぶ者あり）
教育長	異議なし。ありがとうございます。それでは、提案どおり決定ということで進めます。 続いて、日程第5の議案第8号 電子黒板の買入れについてであります。事務局、説明をお願いします。
教育指導課長	それでは議案第8号 電子黒板の買入れについてです。提案理由としましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号により市議会に提出する必要があるためとなっております。 それでは議案第8号 電子黒板の買入れについてご説明いたします。今回の電子黒板につきましては、平成26年、27年に市内小中学校の各教室に整備された電子黒板46台についてOS搭載型に機能強化して整備を行うものとなっております。1、買入物件、電子黒板46台となっております。契約の相手方、豊見城市字高安30番地の3、株式会社オフィスとよ

	み、代表取締役 西原政彦。3、契約の方法は指名競争入札でありました。4、買入価格につきましては、消費税込みで1,872万2,000円であります。5、納入期限につきましては、令和7年9月30日としております。 続きまして資料の次のページをお願いいたします。令和7年4月17日に行いました入札の結果報告書となっております。予定価格3,719万1,000円、落札決定額が1,872万2,000円、落札率が50.3%となっております。 続きまして次の資料をお願いいたします。電子黒板の仕様書となっております。ディスプレイ一体型で75インチの電子黒板を購入予定となっております。以上で説明を終わります。
教育長	ありがとうございます。事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いします。田名委員。
田名委員	ちょっと忘れたんですけど、何か月前からも入札の資料があって、そのときも私は質問したんですけど、今回もなんですが、オフィスとよみさんの金額、その次のメイト沖縄さんとかエマオさんの金額も、大体倍ぐらい、倍というかオフィスとよみさんの金額の倍ぐらいの金額の入札ですよ。この金額の開きというのが、僕はちょっとそんなに開くのかなと感じていますが、その点については説明とかできますか。
教育指導課長	僕のほうではちょっと詳しくこの開きまではよく分からないんですけど、自分も実際入札したときに、これぐらい開きがあるのかということがちょっと疑問に思ったんですが、事務局、これは当初からは、豊見城市外の会社のほうが、割と低価格で落札する可能性が結構最近はいらしくて、それに豊見城市の事業さんも競争できる形のところまでだんだん力がついてきているというふうにお伺いはしたんですけど、そういったところでなのか。
教育長	赤嶺部長。
教育部長	それとですね、基本的には指名されるのは指名競争入札という形を取っておりまして、幾つか市内事業者を中心に選ばれていくんですが、やはり事業者によって得意な分野というのがあって、どこから取れるのかとか、どれぐらいのものがどれぐらい取れる、要するにそういう強みがあるところは安く出せるというのは現実的にあると思います。特に、電子黒板というのは、あまり、ほかの事務機屋さんが取扱いをしない、大体買うのは行政ぐらいなので、そういったチャンネルの議論が大きいのか

	な。その他のコンピュータとか物品に関しては、それほどがっつと離れるというのは大きくはないんですけども、これについては多分そういったその事務機屋さんごとの強みになるところが大きく影響しているのではないかなと感じているところです。ただ、ここはちょっと追ったことがないので、これについては。ということになっています。
田名委員	それに関して、ぱっと計算したら1台40万円ぐらいになるはずなんです。例えば次のオフィスとよみさんが取るとなると大体1台80万円ぐらいになるんですが、安いものには全然いいと思うんですが、それに関しては機能とかは大丈夫なんです。西原さんのところは多分この専門だと思っと思います。そういうのにたけていると思うので、那覇市とかほかの市町村が取るとよりは、豊見城市の会社が取ったほうが当然いいと思いますので、それに関しては納得しました。
教育長	教育部長。
教育部長	やはり購入に当たっては、仕様書という形で、こういった技術水準のものを買いますということで出しておいて、それをクリアしていることは確認しているので、大方基本ラインは越えていると思います。あとは、電子黒板でもいろいろな会社のいろいろな種類があるので、そこら辺のところ。今回は買っているのが、電子黒板は前はパソコンがないと駄目でしたが、今はもう大きなタブレットみたいになっていて、中にOSが入っている形になっています。ですから、今後はそういったものに移行していくのかなと思っています。去年あたりから電子黒板単体で機能するような、ネットにもつながってクラウドブックの内容が入っているようなものを今購入している状況です。今後は多分そういう形になっていって、電子黒板も大体値がこなれて、価格が徐々に下がりつつありますが、今後どんなふうになっていくか見ていくとして、そういう感じで見ています。
教育長	よろしいですか。
田名委員	はい、ありがとうございます。
教育長	ほかにございませんか。
	(「ありません」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第8号 電子黒板の買入れについては、提案どおり決定をしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり決定ということで進めます。 続いて、日程第6の議案第9号 学校教職員用端末の買入れについて

	であります。事務局、説明をお願いいたします。
教育指導課長	議案第 9 号 学校教職員用端末の買入れについて、ご説明いたします。提案理由は、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 3 号により市議会に提出必要があるためとなっております。 それでは議案第 9 号 学校教職員用端末の買入れについてご説明いたします。買入れ物件は学校教職員用端末307台となっております。教職員が使用するパソコンの更新整備を行うものとなっております。背景のほうには、Windows10のサポートが終了することに伴っての買替えとなっております。契約の相手方は豊見城市字高安30番地の 3、株式会社オフィスとよみ、代表取締役西原政彦、3 契約の方法は指名競争入札でありました。4 買入価格は、消費税込みで6,697万2,400円でございます。5 納入期限は令和 7 年10月31日としております。 次のページをお願いいたします。入札結果報告書となっております。予定価格6,854万3,420円、落札決定額6,697万2,400円、落札率は97.7%となっております。 続きまして次の資料をお願いいたします。学校教職員用端末の仕様書となっております。 以上が説明となります。審議のほどよろしくをお願いいたします。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。ないようでしたら進めます。 それでは議案第 9 号 学校教職員用端末の買入れについては、提案どおり決定をしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり決定ということで進めます。 続いて、日程第 7 の同意案第 2 号から日程第15の同意案第10号、豊見城市社会教育委員の委嘱について、以上 9 件を一括して議題に供します。事務局、説明をお願いします。
生涯学習振興課長	説明いたします。豊見城市社会教育委員の委嘱につきまして、資料をお持ちでしょうか。1 枚めくっていただきまして、豊見城市社会教育委員に関する条例により教育委員会の同意を求めるものでございます。提案理由ですが、豊見城市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるため本案を提案いたします。 最初の 1 ページのほうに戻っていただきまして名簿がございます。新

	規3名、継続6名の9名でございます。任期は令和7年6月1日から令和9年5月31日までとなります。説明は以上でございます。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら委員の皆さんは挙手をお願いいたします。田名委員。
田名委員	ちょっと分からないので教えてください。この社会教育委員の方々のお仕事というか、主に何をなさるんですか。
生涯学習振興課長	社会教育委員は、社会教育に関する諸計画を立案することや、教育委員会の諮問に応じて意見を述べることとなっております。
教育部長	もうちょっと具体的に説明できますか。
生涯学習振興課長	各種団体の委員に入っていて、生涯学習振興課に対して年度初めにこういった予算でこういった事業をしますよ等々を見直しまして、また年度末にはこういった実績がございましたということで意見をまたいただいているところでございます。
教育部長	イメージとしては、社会教育に関する教育委員会、その社会教育施策に関して意見を言ったり、建議をしたりする位置づけで社会教育委員というのが社会教育法の中に位置づけられていて、意見を言うことができる。そういうメンバーになっています。公民館講座だとか、家庭教育講座とかいろいろな講座をやっていますよね。そういった施策展開がこれでいいのかということについて意見を求めたり、意見を言ってもらったりするようなところで、意見も出たりしているんだよね。
田名委員	はい。公民館に関することなどですね。
教育部長	今、一まとめにすると公民館に関することですけれども、広く、いわば学校教育以外の分野ですね。推進教育もそうですし、ご高齢の方の教育もそうですし、保護者に対する教育もそうですし、そういった学校教育以外の部分は社会教育の分野になっているので、広く、そこは言えることになっています。ただ、うちがどこまでやっているかという議論は別途あるとしてですね。
田名委員	ありがとうございます。
教育長	ほかにございませんか。同意案第2号から同意案第10号、豊見城市社会教育委員の委嘱については、提案どおり同意したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは提案どおり同意ということで進めます。 続いて、日程第16の同意案第11号から日程第22の同意案第17号、豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について、以上7件を一括して議題に

	供します。事務局、説明をお願いいたします。
生涯学習振興課長	ご説明いたします。豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱につきましてでございます、1枚めくっていただきまして、豊見城市立公民館の設置、管理及び職員に関する条例により、教育委員会の同意を求めるものでございます。 提案理由は、公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要があるため本案を提案いたします。 最初のページに戻っていただきまして、名簿がございます。新規5名、継続2名、計7名でございます。任期は令和7年6月1日から令和9年5月31日までとなります。説明は以上です。
教育長	事務局より説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたが、委員の皆さんは挙手をお願いいたします。では、ないようですので進めます。 同意案第11号から同意案第17号、豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱については、提案どおり同意したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり同意ということで進めます。 続いて、日程第23の承認第7号 豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱についてであります。事務局、説明をお願いいたします。
教育指導課長	承認第7号 豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱についてでございます。提案理由としましては、当該事案については、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定において、教育委員会の決議事項とされているところでありますけれども、緊急を要し、教育委員会に付議する暇がないと認められるため、同規則第4条の規定により別紙のとおり臨時代理を行ったので、同条後段の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めるものであります。 次のページで、臨時代理についてあります。豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱については、5月定例教育委員会会議前に第1回コミュニティ・スクール合同協議会の開催を予定しているため、委員の承認が必要となりました。本件は緊急を要し、教育委員会に付議する時間がないため、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき、臨時に代理を行ったものであります。5月14日に行っております。

	次のページから、市内小中学校12校におります各協議会の委員名簿となっております。任期のほうは令和7年5月20日から、令和8年3月31日までとなっております。以上です。
教育長	ありがとうございます。事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありまたら、委員の皆さん、挙手でお願いいたします。ないようですので、承認第7号 豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱については、提案どおり承認したいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり承認ということで進めます。 委員の皆さん、全般を通して気になること、また聞いてみたいことなどがございましたら、何かございませんでしょうか。宮城委員。
宮城伸子委員	2点お願いします。承認事項の提案がされるときに、付議する暇がないと認められるためという表現があるんですが、例えば定例の教育委員会は定例の教育委員会として月1回ありますよね。その暇がないということで、こちらで臨時代理を行ったということに関しては、特に異論はありませんが、例えば臨時に、定例教育委員会のほかにどうしても臨時に教育委員会を持たなければならないというような事案が出てくることが想定された場合、そういう内容というのは、どの程度の内容になるのでしょうか。
教育長	教育総務課長。
教育総務課長	教育総務課です。重要事項に関しては、教育委員会の意見を聴くということがあるので、重要事項、いじめですとか、教職員の人事異動も臨時代理でする場合と、臨時会を開いて委員の皆さんにご参加してもらって審議をしてもらうという場合がございます。その他、特に教育長のほうで臨時代理を行うことが可能ではないかということについては、事務局で調整させていただいて、その都度判断をするという形になります。
宮城伸子委員	分かりました。もしかすると、臨時の教育委員会があるかもしれないということは心得ていたほうがいいということによろしいですね。
教育長	教育総務課長。
教育総務課長	指示を仰いだり、報告事項がある場合は、臨時で今日中に教育長よりかけていただいて、お集まりになっていただいて、その審議をもらうということはあるんですけども、去年はなかったですかね、ここ最近は臨時会というものを開いていない傾向があるので、重大事項の場合は臨時会を開かせていただくので、その際はまたこちらのほうから案内

	を差し上げます。
宮城伸子委員	そういう心構えも必要なのかなということをちょっと思ったので、質問させていただきました。
教育長	教育部長。
教育部長	補足します。本当はその都度、教育委員会の教育長の権限が委任されていること以外は教育委員会を開くのが筋だと考えています。ここは基本的な原則です。ただ、いろいろと案件が急に出てきた場合に、その都度臨時会を開いていくかとなってくると、日程の調整やその他の判断のところがございますので、時折このようなパターンで、年度末で急ぎだったり、コミュニティ・スクールの委員に関して大きく議論があるというところなのかということも勘案しながら、教育長のほうで臨時代理という形を取らせていただいています。 先ほど教育総務課長からもありましたように、いじめの重大事態が起こったり、やはり教育委員会は合議体ですので、典型のもの以外が起こったときに集まっていただく必要があろうかと思っています。その場合は迷いなく教育長のほうで招集をしていただいて、委員会を開いていきたいと思っていますので、ぜひご協力をお願いしたいと思っています。できるだけ予見可能な形で定例会のタイミングでできるように、事務局としても整理をしていきたいと考えているところでありますが、やはり突発的なことが起こったり、大きな案件が起こったりするときには、やはり一堂に会して議論をする必要が出てくると思います。その際には臨時会を開きたいと考えております。よろしくお願いします。
教育長	ありがとうございます。ほかにございませんか。
宮城伸子委員	あと1点です。今、田名委員から社会教育委員とはという質問がありましたけれども、私も1年間だけ社会教育委員を務めさせていただきました。1年間だけだったので、そんなに大きな意見はありませんが、ただ、学校現場においては学校教育もそうですけれども、社会教育の占める位置が大きいですね。学校現場の、特に新しい学習指導要領の内容を含めても。それでコミュニティ・スクールの方々の力も大きいかと思うんですけれども、そういう意味において、学校教育と社会教育の交わりが豊見城市は今現在、私の経験の中でなくて、がゆえに、社会教育委員としては学校教育委員はどういう仕事をしているの、それから今ここにいる私たちにとっては、社会教育委員ってどういう内容の仕事をしているのかというところの疑問点が出てくるのかなと思うので、やはり社会教育と学校教育というのは常に一緒になければならないと、交わる部

	分が非常に多くあると思うので、交流の場というか、意見交換の場というか、あるいは必要があれば、この場に社会教育委員の立場からのお話ができる機会があれば、一緒にやることができるかな、できませんかとか、その交流の場をつくる機会というのはあってもいいのかなということを、今の田名委員の意見を聞きながら、過去に社会教育委員を務めた立場として、その交わる部分がどこかにあってもいいんじゃないかなということを感じていますので、これは意見としてお伝えしたいと思っています。
生涯学習振興課長	社会教育の立場として、ぜひお願いしたいと思います。
教育長	ほかにございませんか。 それでは、最後に次回の定例教育委員会の日程について、事務局説明をお願いいたします。
教育総務課長	教育総務課です。次回の定例教育委員会は、令和7年6月24日火曜日、13時30分から開催予定です。ご出席をお願いいたします。
教育長	ありがとうございます。 それでは、以上をもちまして第5回定例教育委員会の全日程を終了いたします。

(署名欄)

教育長 赤根美奈子

教育委員 田名哲也